

[事案 29-198] 積立利息割増請求

・平成 30 年 5 月 30 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から説明された資料に記載された金額と、すでに支払われた金額の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 3 月に契約したこども保険について、募集人から営業職員向けの教材を用いて説明を受け、契約したので、教材に記載されたとおりの積立金の利息を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約内容は定款・約款で定まるものであり、募集人には契約締結権限はなく、募集人の説明等により変更されることはない。
- (2) 契約時、募集人は申立人に設計書、パンフレットも手交したと考えられるが、これらには利率が変動することが明記されている。
- (3) 申立人に交付された教材にも、積立金の利率が変動することがある旨の注意喚起文言が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。募集人については、退職済みのため連絡が取れず、事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、教材に記載されたとおりの利息の支払いは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 教材に記載された内容は、申立人の誤解を招いた可能性が否定できない。また、この記載にもとづいて、募集人から申立人に対して、誤った説明がなされた可能性も否定できない。
- (2) 営業職員向けの教材を説明資料として使用することは、本来使用することのできない資料を募集に使用するものであり、不適切な募集行為であると言わざるを得ない。